平成２２年（フ）第３７６号
相模原市中央区千代田４丁目１番16号　グリーンハウス千代田106号
債務者　與那嶺俊彦
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４３３号
相模原市中央区相模原３丁目５番７―809号
債務者　手塚　利夫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８６号
静岡県富士市松岡224番地の１　コーポサンモリッツ107号
債務者　宮本　幸江
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３４号
長崎県松浦市御厨町板橋免1071番地２
債務者　荒牧　貴晴
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
沖縄県うるま市字江洲261番地８
債務者　仲本ヒロミ
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４４号
沖縄県うるま市字江洲261番地８
債務者　仲本　利春
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３５０号
静岡市駿河区丸子３丁目２番７―202号
債務者　土岐　淑美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５号
静岡市駿河区小鹿３丁目５番10号　小鹿住宅２号棟―24
債務者　小濱　千秋
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３号
静岡市清水区北矢部815番地の10
債務者　松下　三之
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３６号
静岡県焼津市三和1161番地　レスポアール208号室、前住所静岡県藤枝市下藪田395番地の23
債務者　前島　宏行
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２８号
静岡市清水区下野東４番13号　清水下野南団地311号
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２６号
東京都国分寺市西町１丁目26番地２国立ロイヤルマンション204
債務者　鈴木　豊晴
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４１号
静岡市駿河区西平松154番地
債務者　小林明日香
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９号
静岡市清水区八坂北２丁目17番26号　エクセルカンバーニュＢ202号、旧住所静岡県菊川市川上915番地の39
債務者　増田　泰治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０号
静岡市清水区八坂北２丁目17番26号　エクセルカンバーニュＢ202号、旧住所静岡県菊川市川上915番地の39
債務者　増田えり子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部